

みなと SDGs パートナー登録制度の登録について

弊社は、国土交通省が創設した「みなと SDGs パートナー登録制度」の第1次募集に応募し、本日、登録証の交付を受けました。

(※登録申請内容は、別添「登録申請書」をご参照ください)

弊社は、2016年(平成28年)に港湾法の規定に基づく国の指定を受け、横浜港・川崎港におけるコンテナターミナルの整備・運営を行っており、これまでも、コンテナ船の大型化に対応した南本牧ふ頭コンテナターミナルの整備を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の電力の利用やヤード照明のLED化など、環境にやさしい港づくりに取り組んできました。

引き続き、コンテナターミナルの整備・運営を通じて、SDGsで掲げる「持続可能な開発目標」の達成に貢献していきます。

■ 弊社 SDGs への取組について (弊社 HP)

<https://www.ykip.co.jp/company/#sdgs>

■ 登録証



～「みなと SDGs パートナー登録制度」～

「みなと」をフィールドとして事業を展開する企業等を対象に、SDGsの普及促進と達成に向けた取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と、将来にわたる持続的な発展に貢献することを目的として、国土交通省が創設しました。

(国土交通省 HP)

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

お問合せ先

企画部 企画課長 上田 新平

TEL: 045-680-6582 FAX: 045-680-6637

(様式第1号)

みなとSDGsパートナー 登録申請書

令和4年9月2日

国土交通省港湾局長 殿

みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり登録を申請します。

1. 概要

企業・団体名	横浜川崎国際港湾株式会社
所在地	横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA 棟14F
代表者役職・氏名	代表取締役社長 人見 伸也(担当:陳)
担当者連絡先	電話:045-680-6582
	メール:kikaku@ykip.co.jp
ウェブサイトURL	https://www.ykip.co.jp/company/#sdgs

2. 港湾関係企業等としての事業の概要

弊社は京浜港(横浜港・川崎港)の運営会社として、横浜港・川崎港のコンテナターミナルの一体的な管理・運営をはじめ、コンテナ船の大型化に対応した施設整備等を進めている。
--

3側面	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
✓環境 ✓社会 ✓経済	・効率性や利便性が高く、競争力のあるコンテナふ頭群の整備・運営 ・コンテナ埠頭群の整備等を通じた、災害等のリスクに強く、環境にやさしい港づくり	○我が国最高水準のコンテナターミナルの整備 【現状】 ・本牧ふ頭D5ターミナル再整備:整備中 ・南本牧ふ頭ターミナル拡張:未着手 ・新本牧ふ頭ターミナル整備:未着手 【目標】 ・本牧ふ頭D5ターミナル再整備:供用 ・南本牧ふ頭ターミナル拡張:供用 ・新本牧ふ頭ターミナル整備:整備中

(次項へ続く)

3. 添付資料

- ・SDG s 達成に向けた具体的な取組(様式第2号)
- ・誓約書(様式第3号)
- ・SDG s 達成に向けた取組が記載された会社案内等(自社のウェブサイトがない場合に限る。)

4. その他(下記の事項について□にチェックをしてください。)

<登録要件の確認及び同意事項>

■自社のウェブサイト又は会社案内等にSDG s 達成に向けた取組について掲載しています。

(SNSやホームページの「お知らせ」等の一過性の場所に記載するのではなく、専用ページを設けるなど、SDG s 達成に向けた取組が常時分かるよう掲載してください。)

■登録情報及び取組内容(本申請書に記載したSDGs 達成に向けた重点的な取組及び2030年に向けた資料並びに様式第2号に記載した具体的な取組)について、国土交通省港湾局がウェブサイト等で公表することに同意します。

【記載留意点】

- ・「港湾関係企業等としての事業の概要」には、港湾の整備、利用、保全及び管理に関する具体的な事業活動の概要を記載してください。
- ・「SDGs 達成に向けた重点的な取組」には、様式第2号の「SDGs 達成に向けた具体的な取組」に記載いただいた取組を踏まえ、SDG s の達成に向けて重点的に取り組んでいく項目(目標)を記載してください。
- ・指標は、原則として数値目標を記載してください。
- ・「環境」、「社会」、「経済」の3側面の全てについて重点的な取組を記載してください。該当する分野にチェックを入れ、取組が複数の分野にまたがる場合は、複数にチェックを入れてください。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、新規登録時は記入不要です。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、登録の日から1年経過するごとに、様式第4号により国土交通省港湾局にご提出ください。(提出方法については別途お知らせします。)